

第6回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和3年11月16日（火） 午前10時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 歩み寄って前回提示額から2円引き下げた21円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 前回と同額の14円を提示する。
- ・ できることなら労使協議をさせていただき、合意に至らなければ公益見解を求めたい。

(2) 労使協議について

その後、公益を通じて労働者側に使用者側の労使協議の意思を伝えたところ、労働者側も同意したため、労使協議を行うこととなった。労使協議の結果、労側が18円まで、使側が16円まで歩み寄ったが、合意には至らなかったため労使双方が公益見解を求めた。

(3) 公益見解

労使のこれ以上の歩み寄りが困難なため両者の意見を総合的に考慮し

て公益見解「時間額 952 円（引上げ額 18 円）、法定発効」が示された。

公益委員見解を採決した結果、賛成 5 名（部会長を除く公益 2 名、労側 3 名）、反対 3 名（使側 3 名）によって、賛成多数により提示額が決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致に至らずに決議したため、専門部会の審議結果を最低賃金審議会に報告し、そこで結論を求めることになった。

6 配付資料

- ・公益見解による「岡山県一般機械器具製造業最低賃金改定」
- ・岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）